第1章 はじめに

1. 改定の目的

本市では、平成26(2014)年3月に、さいたま新都心周辺地区のまちづくりの基本的な指針として、「さいたま新都心将来ビジョン」を策定しました。

さいたま新都心駅周辺の基盤整備はおおむね完了し、大規模な土地利用転換も進行する中、当初見込んでいたビジョンの運用期間(おおむね10年)を迎えようとしています。

そこで、改定にあたっては、前ビジョンの将来像を踏まえつつ、まちを取り巻く変化に対応し、さらなるさいたま新都心周辺地区の発展のため、まちづくりに関わるステークホルダーとまちが目指す 方向性を共有し、さらなる参画を促していくことを目指していきます。

本ビジョンにおける地区名称について

以下のように地区名称を定義します。

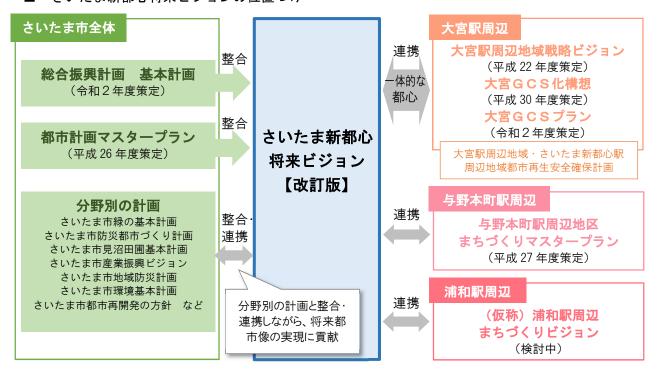
- ・さいたま新都心:街の名称
- ・さいたま新都心地区:さいたま新都心土地区画整理事業区域 (P 2参照)
- ・さいたま新都心周辺地区:さいたま新都心将来ビジョンの対象区域 (P 2参照)

2. ビジョンの位置づけ

本ビジョンは、市の上位計画及び関連計画と整合を図り、今後のさいたま新都心周辺地区のまちづくりの基本的な指針としての役割を担います。

本ビジョンは、ビジョン対象区域周辺地域や関連の深いまちづくりビジョン等と相互に連携、反映 することを目指します。

■ さいたま新都心将来ビジョンの位置づけ



3. ビジョンの運用期間

本ビジョンの運用期間は、おおむね 10 年間(令和 ■ さいたま新都心将来ビジョンの運用イメージ 5 (2023) 年度~令和 14 (2032) 年度) とします。 ただし、本市の総合振興計画との整合を図り、令和32 (2050) 年のまちの姿を展望したうえで改定を行い ます。

なお、運用期間が経過した時点で必要に応じて見 直しを検討します。



ビジョンの対象区域

北側を南大通東線、東側を産業道路、南側を赤山東線、西側を国道17号と北与野駅周辺で囲まれ た、面積約200haの区域を対象とします。

さいたま新都心将来ビジョンの対象区域

